

**【表紙】**

|                       |                                  |
|-----------------------|----------------------------------|
| <b>【提出書類】</b>         | 内部統制報告書                          |
| <b>【根拠条文】</b>         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項               |
| <b>【提出先】</b>          | 関東財務局長                           |
| <b>【提出日】</b>          | 平成24年6月28日                       |
| <b>【会社名】</b>          | オルガノ株式会社                         |
| <b>【英訳名】</b>          | ORGANO CORPORATION               |
| <b>【代表者の役職氏名】</b>     | 代表取締役社長 内田 裕行                    |
| <b>【最高財務責任者の役職氏名】</b> | 該当事項はありません                       |
| <b>【本店の所在の場所】</b>     | 東京都江東区新砂1丁目2番8号                  |
| <b>【縦覧に供する場所】</b>     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長内田裕行は当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有している。当社グループは「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に準拠して、財務報告に係る内部統制を構築、整備し、運用している。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは当事業年度末日である平成24年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠するとともに、当社の「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の評価を実施した。

評価にあたり、まず全社的な内部統制の整備、運用状況評価範囲について、連結子会社全社を選定した。なお持分法適用会社2社は金額的、質的重要性の観点から僅少（税引前当期純利益の持分金額が連結税金等調整前当期純利益の5%以内）であるため評価対象外とした。

次に決算・財務報告プロセス統制及びIT統制の評価範囲について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の観点から合理的に決定することとし、重要な事業拠点となる連結子会社4社（連結売上高の概ね2/3に達するまでの会社）を選定した。

更に業務プロセス統制の評価範囲について、前記の重要な事業拠点となる連結子会社4社に加えてたな卸資産の規模が大きい連結子会社1社を選定した。

評価対象とする業務プロセスは、当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金及びたな卸資産に影響がある業務プロセスを選定した。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成24年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項なし

## 5 【特記事項】

該当事項なし